

2013(平成25)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は2問ある。
2. 解答用紙は2枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

Y株式会社（以下「Y社」という。）は、Aが創業した会社であり、Aはいわゆるワンマン社長としてY社をけん引してきた。Y社の株式の保有割合であるが、Aが全体の6割を保有し、残りは、Aの長男Bと長女Cとが1割ずつ保有し、その他は、Aの妻D、Aの次男E、および古参の従業員が少しずつ保有していた。

平成21年、高齢により業務の継続が困難となったAは、取締役を退任し、同年6月の定時株主総会においてBとCとが取締役に選任された。BおよびCは、株主総会終了後に、開催された取締役会において代表取締役に選定され、Bが社長、Cが副社長に就任した。しかし、父親の堅実な経営方針を変えたいBと、父親の経営方針を継承したいCとは、Y社の経営の進め方で対立するようになった。なお、Y社は、その発行する株式に譲渡制限を付していない。以上を前提に、以下の小問(1)、(2)および(3)に答えなさい。各小問は、互いに独立のものとする。

- (1) 平成23年6月の定時株主総会を開催するに当たり、Y社は取締役選任議案の調整に難航した結果、招集通知の発送は総会の6日前になってしまった。この総会において、総会終結の時に任期が満了するBとCのうち、Cは再度、取締役に選任されたが、Bは再任されず、代わりにDが選任された。予想外の事態に驚いたBは、当該決議の日から4か月後に、CおよびDの取締役選任決議の取消しの訴えを提起した。Bの訴えが認められるかについて説明せよ。(15点)
- (2) 平成23年6月の定時株主総会終結直後に開催された取締役会では、Aと、取締役に選任されたばかりのCとDとが出席して、CとDとを代表取締役に選定したが、平成22年6月に取締役に就任し平成24年6月に任期が満了するEには当該取締役会の開催が通知されていなかった。Eが、CとDとの代表取締役の地位を争う場合、CとDとを代表取締役に選定した取締役会決議の取消しを訴えによって主張する必要があるか。なお、CとDとを取締役に選任した株主総会の決議には瑕疵がないものとする。(20点)
- (3) 平成24年6月前にCは、Aと今後の対策を話し合った結果、定款に「Y社の取締役の選任については、Cの議決権は他の株主の2倍とする。」という文言を挿入することとし、同内容の定款変更が平成24年6月の定時株主総会において承認された。この決議の効力について論じよ。(20点)

第2問

X株式会社（以下「X社」という。）は、洋菓子店を経営している。この洋菓子店は、軽い口当たりのロールケーキを筆頭に、ふんだんにフルーツが使われたケーキが大人気で現在、福岡市内に2店舗ある。X社の取締役は、Y1と、創業者であるY2の2名であるが、2店舗目を出店するときに友人知人に出資を求めたので、株主数は、Y1 Y2を含めて10名であり、発行する全株式に譲渡制限を設けている。以上を前提として、以下の小問(1)と(2)に答えなさい。各小問は、互いに独立のものとする。

(1) 取締役のY1は、専門学校卒業後、職人としてこの洋菓子店で働きはじめた。コツコツと努力を続け、腕前を上げ、その後、X社が2店舗目を出店するときには店長となった。その後、2店舗目も成功させ、現在は2店舗目を担当しつつ取締役にになっている。Y1は、出身地の鹿児島市にもこのケーキを広めたいと常々考えていたが、Y2は、鹿児島市への出店には興味を示さず、その検討を全く行っていなかった。そのような中、鹿児島市の中心地にちょうど良い店舗の空き物件を見つけたY1は、Y2に無断で、A株式会社（以下「A社」という。）を設立し、自ら代表取締役に就任し、洋菓子の製造販売を開始した。A社は、現在、鹿児島市で注目される洋菓子店として、順調に売り上げを伸ばしている。この場合における、Y1のX社に対する責任の有無について論じよ。

(20点)

(2) Y1とY2は、従来から洋菓子以外の事業展開を希望しており、X社の定款所定の目的には「食器および雑貨の販売」と掲載されていた。とはいえ、洋菓子以外の事業展開はできずにいたが、2店舗の経営が軌道に乗ったことでケーキのイメージに合う食器や雑貨の販売を計画し、出店場所や仕入れについて具体的な検討が進みはじめた。そのような時期に、Y2は、高校時代の友人が雑貨を取り扱う小規模な商社を営んでいることを知った。Y2は友人と話す中で洋菓子店と雑貨屋は、別に経営したほうが良いと考えるようになり、Y1には無断で、この友人と共同出資してB株式会社（以下「B社」という。）を設立し、代表取締役に就任した。B社は、X社が検討していた出店場所の近くに出店し、事業を開始した。X社の良好なイメージも手伝って、B社は好業績を上げたが、その結果、X社の雑貨等の販売計画は中止に追い込まれた。この場合における、Y2のX社に対する責任について論じよ。

(25点)

余白